



総務省における被災地地方公共団体 に対する人的支援の取組みについて

平成25年5月22日
総務省

被災地方公共団体への人的支援について①

人的支援に係る現状と取組

○全地方公共団体からの職員派遣の状況

- ・震災発生以降、平成23年度末までに派遣された職員数 延べ81,544人
- ・平成25年4月1日時点において派遣されていた職員数（速報値） 1,975人（総務省調べ）
（うち被災三県へ612人、被災市町村へ1,363人）

○総務省及び全国市長会・町村会による被災市町村への職員派遣の支援

- ・全国市長会・町村会の協力を得て、全国の市区町村から被災市町村に対する人的支援の体制を構築
⇒被災市町村からの派遣要望人数 1,477人
うち充足数 1,046人、不足数 431人（H25.4月現在）
- ・任期付職員を採用し被災市町村へ職員を派遣する方法について助言
- ・各地方公共団体における職員派遣に関する取組事例を取りまとめ情報提供

職種別の要望数等：

職種	要望数	充足数	不足数
一般事務	677	484	193
土木	544	394	150
建築	105	82	23
保健師	71	36	35
農業土木	21	15	6
電気	16	11	5
機械	13	8	5
その他	30	16	14
（合計）	1,477	1,046	431

※「一般事務」には用地関係を含む。
「その他」は埋蔵文化財、化学技師、保育士・看護師等

○任期付職員の採用の支援

- ・被災市町村における任期付職員の採用、県による採用・県下市町村への派遣等について助言
- ・被災地方公共団体が行う任期付職員の採用について、復興庁と協力して広報を支援

《参考》宮城県において現在、任期付職員を募集中 → { 募集人数：土木163名程度、建築17名程度、用地補償事務58名程度
募集受付期間：（土木・建築）5/17～6/7 （用地補償事務）5/17～6/21

○全国の市区町村のOB職員の活用

- ・全国市長会・町村会の協力を得て、被災地市町村で働く意欲のあるOB職員等の情報をリスト化
- ・リストを元に被災市町村においてOB職員の採用を実施

被災地方公共団体への人的支援について②

人的支援に係る現状と取組

○民間企業等の人材の活用促進

- ・民間企業や地方公共団体の第三セクター等（土地開発公社等の地方三公社、財団法人等）の従業員の身分をもったまま被災地方公共団体が受け入れる仕組みを整備

	任期付職員（一般職）	非常勤職員（特別職）
就業時間	1週間 38時間45分 1日 7時間45分 一般には8:30～17:15	（例）1週間 30時間程度 1日 6時間程度 ※勤務時間は協定で規定
任期	1年、3年等 （法律上、上限5年）	原則1年（更新可）

※実際の勤務に当たってはあらかじめ被災地方公共団体と協定を交わす必要

- ・被災地方公共団体が負担する民間企業等からの職員の受入れ経費（給料等）について震災復興特別交付税により全額措置
- ・経済・業界団体を通じて民間企業に上記の取組について周知
《総務大臣による要請》
4月23日 日本経済団体連合会 米倉会長
5月10日 日本商工会議所 岡村会頭
5月13日 経済同友会 長谷川代表幹事
- ・地方公共団体の第三セクター等の職員の活用を図るため、各地方公共団体に対して協力を要請
- ・ホームページでの情報提供 http://www.soumu.go.jp/shinsai/jinteki_shien.html